

令和2年11月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時：令和2年11月10日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について（指定校区外就学の承認）
 - ③ 議案第1号 四万十町招致外国青年勤務成績評定要領の一部を改正する訓令について
 - ④ 議案第2号 令和2年度四万十町運動部活動改革推進委員会委員の委嘱及び任命について
 - ⑤ 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて
[REDACTED]
 - ⑥ 議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて
[REDACTED]
 - ⑦ 議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて
[REDACTED]
- 5 協議事項
- 6 報告事項
 - ① 令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について（四万十町版）
- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

令和2年11月1日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年11月10日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年10月26日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年11月1日発令

学校教育課

任用期間：令和2年11月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
教育研究所 (教育支援センター)	教育支援センター指導員	中津 吉弘	■■■■■■■■■■	

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年10月27日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年11月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年11月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
東又保育所	保育士補助	宮元 梨佐		

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年10月29日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年11月1日発令

学校教育課

任用期間：令和2年11月1日～令和2年12月9日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
田野々小学校	特別支援教育 支援員	武政 幸美	■■■■■■■■■■	

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

承認第2号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年11月10日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年9月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

[Redacted content]

参考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

議案第 1 号

四万十町招致外国青年勤務成績評定要領の一部を改正する訓令について

四万十町招致外国青年勤務成績評定要領（平成31年教育長訓令第2号）の一部を改正する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和2年11月10日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育委員会訓令第 号

四万十町招致外国青年勤務成績評定要領の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和2年11月 日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町招致外国青年勤務成績評定要領の一部を改正する訓令

四万十町招致外国青年勤務成績評定要領（平成31年教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(平成18年四万十町教育委員会規則第16号)第22条」を「(令和2年四万十町教育委員会規則第5号)第18条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

四万十町招致外国青年勤務成績評定要領の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町招致外国青年勤務成績評定要領 平成31年1月8日教育長訓令第2号 (総則)</p> <p>第1条 この要領は、四万十町招致外国青年就業規則(令和2年四万十町教育委員会規則第5号)第18条の規定に基づき、四万十町招致外国青年(以下「外国青年」という。)の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (略) 第2条 ～</p>	<p>○四万十町招致外国青年勤務成績評定要領 平成31年1月8日教育長訓令第2号 (総則)</p> <p>第1条 この要領は、四万十町招致外国青年就業規則(平成18年四万十町教育委員会規則第16号)第22条の規定に基づき、四万十町招致外国青年(以下「外国青年」という。)の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (略) 第2条 ～</p>

議案第2号

令和2年度四万十町運動部活動改革推進委員会委員の委嘱及び任命について

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱（令和2年四万十町教育長訓令第1号）第3条の規定により、四万十町運動部活動改革推進委員会委員の委嘱及び任命を別紙のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和2年11月10日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町運動部活動改革推進委員会委員名簿

任期：令和2年 月 日～ 令和3年3月31日

選出区分	氏名	備考
四万十町立中学校の保護者	西村 秀次	窪川中学校保護者 (PTA会長)
	宮脇 克佳	大正中学校保護者 (ソフトボール部関係者)
	森田 充浩	十川中学校保護者 (PTA会長)
四万十町小中学校校長会に属するもの	中内 聖二	北ノ川中学校
四万十町中学校体育連盟に属するもの	藤坂 隆彦	十川中学校
総合型地域スポーツクラブに属するもの	山本 弘光	くぼかわスポーツクラブ
	谷口 和史	大正・十和スポーツクラブ
学校教育課長	西谷 典生	
生涯学習課長	林 瑞穂	
教育対策監	中川 千穂	

参考

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱 (令和2年四万十町教育長訓令第1号)

(目的)

第1条 「高知県運動部活動ガイドライン」並びに「四万十町運動部活動ガイドライン」に基づき、四万十町立中学校の取組状況や成果の検証を行う等、四万十町の運動部活動の運営の適正化及び活動の充実に向けて総合的に支援することを目的として、四万十町運動部活動改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動部活動の適切な運営のための体制整備とともに、その成果と課題の検証に関すること
- (2) 生徒にとっての合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動の推進のための取組に関すること
- (3) 生徒のニーズを踏まえた学校・地域スポーツ環境の整備に関すること
- (4) その他、上記の事項以外で運動部活動の在り方や効果的な運用等に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 四万十町立中学校の保護者 3人以内
- (2) 四万十町小中学校校長会に属するもの 1人
- (3) 四万十町中学校体育連盟に属するもの 1人
- (4) 総合型地域スポーツクラブに属するもの 2人以内
- (5) 学校教育課長
- (6) 生涯学習課長
- (7) 教育対策監

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員が辞したときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、資料の提供、説明、その他必要な意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課内において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年3月4日から施行する。

